

平成 26 年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

平成 27 年 2 月
横浜市包括外部監査人
井上 光昭

目次

第 1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査対象期間	1
4. 事件を選定した理由	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 監査対象部署	2
7. 監査従事者	2
8. 利害関係.....	2
第 2 横浜市の観光・創造都市戦略の概要	3
1. 観光・創造都市戦略の概要.....	3
2. 平成 25 年度の文化観光局の運営方針	4
3. 予算・決算の概要	6
4. 実施体制.....	8
第 3 外部監査の総括	12
I. 監査の視点・監査のポイント	12
1. 監査の視点	12
2. 監査のポイント.....	12
3. 監査の方法	15
4. 監査対象とした事業	15
II. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧	16
1. 監査の結果・意見の項目数	16
2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要	16

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

観光・創造都市戦略の推進事業に関する財務事務の執行について

3. 外部監査対象期間

原則として平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて平成 24 年度以前及び平成 26 年度の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

平成 25 年(1月～12 月)の統計によると、市の観光集客実人員は宿泊と日帰りを合わせて 3,134 万人、また観光消費額の総額は 2,334 億円であり、いずれも平成 21 年に算出を開始して以来、最高の数値となっている。市は、市の強みである国際港都としての魅力と活力及び便利で快適な都市環境を十分に活用して観光分野における新たな需要を取り込むという視点から、中期 4 か年計画における成長戦略の 1 つとして「観光・創造都市戦略」を掲げている。この戦略では、国際コンベンションの開催実績をいかした拠点都市としての国際的な地位を確立するほか、経済成長が見込まれるアジアからの誘客を促進することにより経済を活性化し、さらには都市としての魅力の向上を図り、アジアにおける文化芸術活動に関わる人、モノ、情報の拠点都市を目指すとしている。

以上より、市が実施する「観光・創造都市戦略」の重要性を鑑み、当該戦略を促進する事業が、観光分野での成長を促進するとともに、横浜の強みを活かし、次世代につながる幅の広い文化芸術、創造都市施策の展開と発信により、賑わいと活力にあふれる「選ばれる都市」の実現に寄与していることを確かめるとともに、法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、当該事業が経済性、効率性及び有効性をもって行われているかどうか等について監査を実施することが必要であることを認め、平成 26 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 外部監査の実施期間

平成 26 年 7 月 14 日から平成 27 年 2 月 18 日まで

6. 監査対象部署

文化観光局、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、
公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	井上 光昭
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	コンサルタント	石村 英雄
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	山崎 愛子

8. 利害関係

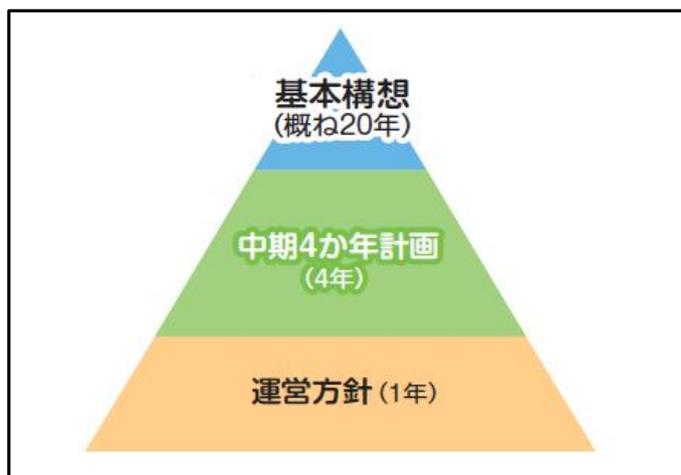
外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 横浜市の観光・創造都市戦略の概要

1. 観光・創造都市戦略の概要

横浜市では、基本構想が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化する、平成22年度から平成25年度までの中期4か年計画を策定している。この中期4か年計画も含め、「基本構想」「中期4か年計画」「運営方針」の関係は次のとおりとなっている。

図1 横浜市の計画の構成



この中期4か年計画では、8つの横浜版成長戦略を策定しており、その1つが「観光・創造都市戦略」となっている。平成25年度は、この中期4か年計画の集大成の年度となっているが、この「観光・創造都市戦略」を担っている文化観光局は、中期4か年計画を実現すべく、以下の7つの柱を立て、施策を推進している。

- 1 戦略的・効果的なシティプロモーションの展開
- 2 横浜の未来を担う次世代育成の推進
- 3 市民の文化芸術活動の支援
- 4 創造都市施策の新たな展開
- 5 横浜らしい先進的な文化芸術の国内外への発信
- 6 国内外からの集客増に向けた取組の推進
- 7 MICE 誘致・開催支援の充実

2. 平成 25 年度の文化観光局の運営方針

平成 25 年度の文化観光局の運営方針によると、平成 25 年度の文化観光局の主な事業・取組は以下のとおりとなっている。

①戦略的・効果的なシティプロモーションの展開

1) シティプロモーション事業

文化芸術、観光分野を中心とした全庁的な取組によるプロモーションを展開するとともに、特に首都圏での情報発信力の強化と、重点的なイベントなどと連動したプロモーションを推進

2) 魅力創発事業

都心部や郊外部の魅力資源について、区局、市民団体、企業等との協働により、横浜の魅力をさらに高める取組を推進

②横浜の未来を担う次世代育成の推進

1) 芸術文化教育プログラム推進事業

子どもたちのコミュニケーション力等を育成するため、学校において、アーティストによる芸術文化の体験ができる教育プログラムを、NPO、文化施設等とのネットワークにより実施(88 校実施)

2) クラシック・ヨコハマ推進事業

全日本学生音楽コンクール全国大会を中心に、地域でのサロンコンサートなどを開催し、若手演奏家に活躍の機会を提供。また、国際音楽セミナーを開催し、世界の若手演奏家の研さん・発表の場を提供

③市民の文化芸術活動の支援

1) 地域文化サポート事業

市民や NPO 等が行う、地域特性や魅力を活かし、コミュニティやまちの活性化につながる文化芸術活動や、横浜の個性ある文化芸術を市内外へ発信する事業を支援

2) 創造都市市民連携事業

「まち全体をステージに」をコンセプトに、まちの賑わいや来訪者の回遊性の創出や、市民ミュージシャンを主とした出演者による多地点同時コンサートなどの開催を支援

④創造都市施策の新たな展開

1) アーツコミッション事業

アーティスト・クリエイターをはじめとする担い手が活動しやすい環境づくりや創造的産業を振興するモデル事業を実施

2) スマートイルミネーション事業

公共空間を中心とした都心臨海部の夜景を省電力技術とアートの力で演出し、都市としての魅力アップを図る。また、創造都市を形成する拠点等と連携して、地域全体でスマートイルミネーションを創出

⑤ 横浜らしい先進的な文化芸術の国内外への発信

1) 横浜芸術アクション事業

「横浜音祭り2013」を実施し、市民参加・次世代の育成・賑わいづくりに重点を置いた横浜らしい事業展開を行い、26年度開催する横浜トリエンナーレ事業につなげる。また、昨年度実施したダンス事業についても「次世代の育成」等に関する取組を継続して実施

2) 創造都市国際交流事業

「創造都市ネットワーク日本(CCNJ)」と連携して、各種会議を開催するなど、創造都市の普及・発展の取組の推進

国内だけでなくアジアをはじめとする各都市で活躍する担い手が集い、創造都市に関わる国際会議を開催し、横浜から創造都市の取組を世界に発信

⑥ 国内外からの集客増に向けた取組の推進

1) 企業連携観光プロモーション事業

民間企業と連携した大型タイアップ事業を実施することにより、国内外からの集客や、観光客の滞在促進などを図る

2) 国内誘客事業

民間事業者等と連携した旅行代理店への直接セールスや時宜を捉えた戦略的なプロモーションを行い、横浜への誘客増加につなげる

⑦ MICE 誘致・開催支援の充実

1) アフリカ開発会議横浜開催推進事業

第5回アフリカ開発会議(TICAD V)の安全・円滑な開催を支援する。また、会議開催にあたり、市民のアフリカへの理解促進やビジネス機会の提供などを通じて、横浜とアフリカの交流をさらに深める

2) MICE 誘致・開催支援事業

MICE の誘致・開催支援及びプロモーションに関する各種施策を推進することで、MICE 開催機能を強化し、横浜の特色を活かした MICE 都市の確立を目指す

3. 予算・決算の概要

平成 25 年度の文化観光局の予算・決算の概要は以下のとおりである。

(単位:円)

	事業名	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決算額	不用額
	4款 1項 1目文化観光総務費	1,227,567,000	217,605,000	1,445,172,000	1,430,083,632	15,088,368
1	総務費	1,131,805,000	△ 43,712,000	1,088,093,000	1,075,568,757	12,524,243
2	調査分析事業	8,800,000	0	8,800,000	9,810,980	△ 1,010,980
3	魅力創発事業	23,800,000	0	23,800,000	22,752,986	1,047,014
4	シティプロモーション事業	59,992,000	0	59,992,000	55,090,976	4,901,024
5	開港記念式典開催費	3,170,000	0	3,170,000	5,543,281	△ 2,373,281
6	財団法人横浜開港 150 周年 協会補助金	0	261,317,000	261,317,000	261,316,652	348
	4款1項2目創造都市推進費	704,377,000	0	704,377,000	687,567,106	16,809,894
1	創造都市市民連携事業	18,190,000	0	18,190,000	11,180,430	7,009,570
2	映像文化都市づくり推進事業	28,665,000	0	28,665,000	29,905,934	△ 1,240,934
3	創造界限活動支援事業	361,444,000	0	361,444,000	360,518,303	925,697
4	スマートイルミネーション事業	14,300,000	0	14,300,000	16,000,226	△ 1,700,226
5	アーツコミッション事業	128,982,000	0	128,982,000	118,495,056	10,486,944
6	横浜トリエンナーレ事業	81,500,000	0	81,500,000	81,339,388	160,612
7	創造都市国際交流事業	25,000,000	0	25,000,000	27,906,596	△ 2,906,596
8	創造都市推進事業	4,396,000	0	4,396,000	4,526,251	△ 130,251
9	旧関東財務局保全・耐震対 策事業	20,000,000	0	20,000,000	17,519,672	2,480,328
10	創造都市プロモーション強 化事業	21,900,000	0	21,900,000	20,175,250	1,724,750
	4款1項3目 文化振興費	5,808,860,000	1,036,301,000	6,845,161,000	6,768,968,363	76,192,637
1	横浜芸術アクション事業	248,000,000		248,000,000	215,097,585	32,902,415
2	芸術文化教育プログラム 推進事業	23,500,000		23,500,000	24,170,000	△ 670,000
3	クラシック・ヨコハマ 推進事業	14,000,000		14,000,000	13,911,500	88,500
4	地域文化サポート事業	30,000,000		30,000,000	22,891,819	7,108,181
5	芸術文化支援事業	96,867,000		96,867,000	96,867,000	0
6	文化施設運営事業	2,598,857,000		2,598,857,000	2,569,734,688	29,122,312
7	文化施設整備事業	2,279,401,000	1,076,301,000	3,355,702,000	3,351,744,095	3,957,905
8	芸術文化振興財団 補助金	191,190,000		191,190,000	189,547,000	1,643,000
9	横浜文化賞事業	5,135,000		5,135,000	5,261,923	△ 126,923
10	美術資料収集事業 (文化基金)	5,030,000		5,030,000	793,611	4,236,389
11	文化施設長期維持 管理費	40,000,000		40,000,000	39,245,671	754,329
12	指定管理者制度運営費	4,141,000		4,141,000	2,878,332	1,262,668
13	都筑文化用地暫定活用事業	1,500,000		1,500,000	1,137,675	362,325
14	文化振興企画調査費	1,239,000		1,239,000	6,624,697	△ 5,385,697
15	市民ギャラリー移転事業	270,000,000	△ 40,000,000	230,000,000	229,062,767	937,233

	事業名	当初予算額	補正予算額	現計予算額	決算額	不用額
	4款1項4目 観光コンベンション振興費	1,102,876,000	0	1,102,876,000	982,274,922	120,601,078
1	企業連携観光プロモーション事業	43,944,000		43,944,000	39,049,893	4,894,107
2	「武家の古都・鎌倉」世界遺産活用事業	15,000,000		15,000,000	7,382,485	7,617,515
3	国内誘客事業	45,647,000		45,647,000	45,262,546	384,454
4	ニューツーリズム推進事業	10,650,000		10,650,000	9,187,000	1,463,000
5	フィルムコミッション事業	10,800,000		10,800,000	7,230,709	3,569,291
6	横浜おもてなし事業	131,905,000		131,905,000	127,475,731	4,429,269
7	ヨコハマ・グッズ「横濱 001」育成支援事業	6,000,000		6,000,000	4,752,180	1,247,820
8	三溪園施設整備支援事業	112,312,000		112,312,000	107,210,076	5,101,924
9	観光施設維持管理費	32,931,000		32,931,000	29,669,165	3,261,835
10	観光振興費	19,685,000		19,685,000	15,338,207	4,346,793
11	海外集客プロモーション事業	73,485,000		73,485,000	51,602,189	21,882,811
12	MICE 誘致・開催支援事業	190,805,000		190,805,000	176,863,933	13,941,067
13	新たな MICE 拠点整備検討事業	40,000,000		40,000,000	21,157,500	18,842,500
14	MICE 施設管理等事業	12,720,000		12,720,000	13,067,352	△ 347,352
15	大型国際コンベンション誘致等事業	6,236,000		6,236,000	690,144	5,545,856
16	アプリカ開発会議横浜開催推進事業	110,756,000		110,756,000	86,335,814	24,420,186
17	減債基金積立金	240,000,000		240,000,000	239,999,998	2
	4款 文化観光費	8,843,680,000	1,253,906,000	10,097,586,000	9,868,894,023	228,691,977

4. 実施体制

観光・創造都市戦略の推進や各事業の実施を担う文化観光局及び公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの概要は次のとおりである。

① 文化観光局

表 1 文化観光局組織 平成 27 年 1 月 1 日現在

部・室	課	職員数(部長・室長除く)	分掌事項
横浜魅力づくり室	企画課	11	1 横浜の魅力向上に係る総合的な企画、調整及び調査研究 2 局の重要施策の企画及び総合調整 3 シティプロモーション
総務部	総務課	10	庶務係 1 局内の人事及び文書 2 局内の事務事業の連絡調整 3 局の危機管理 4 開港 150 周年記念事業 5 他の室及び部の主管に属しないこと 経理係 1 予算及び決算 2 局内の予算統制の調整 3 局内の財産管理 4 その他経理
創造都市推進部	創造都市推進課	33	1 創造都市の形成に係る総合的な企画、調整及び事業等の実施 2 創造都市の形成に係る拠点の整備及び運営管理並びにこれらに係る企画、調査及び調整 3 創造都市の形成に係るまちづくり
文化振興部	文化振興課	20	1 文化施策の総合的な企画及び事業の実施 2 文化芸術活動の総合的な支援 3 文化施設の整備及び運営管理並びにこれらに係る企画、調査及び調整 4 区役所の文化振興支援 5 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

部・室	課	職員数(部長・室長除く)	分掌事項
			6 文化基金 7 その他文化振興
観光コンベンション振興部	観光振興課	13	1 観光交流の推進及び調整 2 観光関係の団体及び施設 3 国内外からの観光客の集客に係る総合的な企画、調整及び事業の実施 4 公益財団法人三溪園保勝会及び公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 5 部内他の課の主管に属しないこと
	コンベンション振興課	13	1 大型国際コンベンションその他のコンベンション等の誘致及び開催支援 2 大規模集客イベントの支援 3 コンベンション関係の団体及び施設 4 株式会社横浜国際平和会議場及び株式会社横浜アリーナ

(出所)「横浜市組織図平成 27 年 1 月 1 日現在」より作成。

② 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の法人概要は次のとおりである。

表 2 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の概要

項目	内容
名称	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団(YOKOHAMA ARTS FOUNDATION)
所在地	〒231-0023 横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 1 階 TEL:045-221-0212 FAX:045-221-0216
組織	理事長：澄川 喜一 役員：評議員9名、専務理事1名、理事8名、監事 2 名(平成 26 年6月 25 日現在) 職員数：166 名(平成 26 年 3 月 31 日現在) (内訳)事務局等 27 名、トリエンナーレ(横浜美術館内)7 名、横浜美術館 47 名、横浜みなとみらいホール 17 名、横浜能楽堂 8 名、横浜にぎわい座 9 名、横浜赤レンガ倉庫 1 号館 9 名、大佛次郎記念館 3 名、横浜市民ギャラリー7 名、横浜市民ギャラリーあざみ野 8 名、磯子区民文化センター6 名、吉野町市民プラザ 4 名、岩間市民プラザ 4 名、ヨコハマ創造都市センター9 名、横浜市市民文化会館関内ホール 1 名
基本財産	200,000千円(うち横浜市出資額 100,000 千円、同割合 50%)
目的(定款)	この法人は、芸術文化を総合的に振興することにより、横浜独自の魅力ある都市創造のための社会基盤の整備を推進し、もって創造性豊かで潤いと活力に満ちた市民生活の実現に寄与することを目的とする。
事業(定款)	(公益目的事業) (1)芸術文化の創造及び発信 (2)芸術文化活動の支援、協働及び創造性を育む機会の提供 (3)芸術文化振興のための助成 (4)芸術文化活動拠点の開発及び運営 (5)芸術文化資源の収集、保存及び活用 (6)芸術文化に関する情報の収集及び提供 (7)芸術文化振興に関する調査研究及び政策提言 (8)芸術文化振興のための国内外との交流 (9)その他芸術文化振興を推進するための事業 上記の事業については、神奈川県において行うものとする。 (収益目的事業) (1)売店及び駐車場の経営 (2)その他公益目的事業の推進に資する事業
沿革	1976 年 財団法人大佛次郎記念会設立 1987 年 財団法人横浜市美術振興財団設立 1991 年 財団法人横浜市文化振興財団設立 1999 年 財団法人横浜市文化振興財団と財団法人大佛次郎記念会(1976 年設立)が統合 2002 年 財団法人横浜市文化振興財団と財団法人横浜市美術振興財団(1987 年設立)が統合 2009 年 7 月 1 日 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団へ移行

③ 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの法人概要は次のとおりである。

表 3 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローの概要

項目	内容
名称	公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー(Yokohama Convention & Visitors Bureau)
所在地	横浜市中区山下町2 産業貿易センター1F TEL:045-221-2111(代) FAX:045-221-2100
組織	会 長： 横浜市長 理事長： 新町光示 役 員： 評議員 10 名、理事 10 名(理事長、専務理事、常務理事含む。)、監事 2 名(平成 26 年 8 月 26 日現在) 職員数： 31 名(平成 26 年 7 月 1 日現在) 経営部 3 課 15 名 総務課、人形の家、来訪者事業者支援課 事業部 2 課 16 名 誘客・広報課(国内誘客、広報担当、海外誘客担当)、コンベンション振興課 賛助会員数： 528 社・団体(平成 26 年 3 月 31 日現在)
基本財産	1,000,000 千円(うち横浜市出捐額 350,000 千円、同割合 35.0%)
目的(定款)	横浜市及び神奈川県を中心とする産業、技術、情報及び歴史的、文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図り、地域経済の活性化、人的交流の促進及び国際相互理解を進め、もって地域社会の健全なる発展に資する。
事業(定款)	1) 観光客の誘致及び滞在支援 2) コンベンションの誘致及び開催支援 3) 観光・コンベンションに関する調査・企画及び情報の収集・提供 4) 観光・コンベンション都市横浜の広報及び宣伝 5) 観光・コンベンションに関する観光資源の開発・人材育成 6) 観光施設の管理運営 7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
沿革	昭和 36 年 2 月 16 日 社団法人横浜市観光協会設立 昭和 61 年 7 月 23 日 社団法人横浜国際観光協会に改称 昭和 63 年 11 月 22 日 財団法人横浜コンベンション・ビューロー設立 平成 10 年 4 月 1 日 財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー (横浜国際観光協会と横浜コンベンション・ビューローが統合) 平成 23 年 11 月 1 日 公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローに移行

第3 外部監査の総括

I. 監査の視点・監査のポイント

1. 監査の視点

(1) 法律・条例・規則に準拠しているか

監査の視点として、まず挙げるのは「合規性」である。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法律・条例・規則に準拠しているか、ということである。法律等に則した事務執行や手続を行うことは、最低限の規準であり、効率性・有効性・経済性を論ずる前提でもある。

(2) 事務に非効率が生じていないか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「経済性」「効率性」の観点も重要である。「経済性」は、最小のコストで適正な量や質の資源を獲得することである。「効率性」は、一定の成果を最小の支出で獲得すること、一定の支出から最大の効果を生み出すことである。予算に限りがある中で経済的・効率的に事業を行うことも重要な視点である。

(3) 事業は目的に対して有効であるか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「有効性」の観点も重要である。「有効性」は、一定の支出により期待される成果の達成度合いである。事業は目的に沿って行われ、十分に利用されているか又は十分に成果があがっているかということも重要な視点である。

2. 監査のポイント

(1) 事業の有効性

事業が有効に機能しているかが監査のポイントとなる。具体的には、ひとつひとつの事業が市の成長戦略の1つである「観光・創造都市戦略」を担っているため、事業の実施が成長産業の強化につながり、結果として「観光・創造都市戦略」の目指す経済の活性化と地域で暮らす人々の活力に有効に結びついているかを確認する。

つまり、事業ごとに、1) 事業の内容は、「観光・創造都市戦略」の目的と一致し、しかも独自性があるかどうか、2) 事業の内容は、「観光・創造都市戦略」の目的と一致しているが、現状では事業の実績は乏しくはないか、3) 事業の内容は「観光・創造都市戦略」の目的と合致しないかなどの評価を行うこととする。特に、2) については、具体的に数値目標が設定されており、その目標を達成しているかがポイントとなる。また、市が類似の事業を行っている場合も有効性が

低くなる要因となる。

(2) 事業の実施方法の適正性

事業の実施方法が適正かどうかを確認する。事業が横浜版「観光・創造都市戦略」の目的と一致したとしても、実施方法が適正でなければ、経済性、効率性の面で問題がある事業となる。

具体的には、当該事業を市が実施する必要があるかが監査要点となる。つまり、市が実施しなくても民間主導で実施できる事業は、市が実施することの必要性は低い。また、市が実施する必要がある場合でも、市が直接実施すべきか、民間等への委託や、施設であれば指定管理者制度の活用の可能性などがある場合、最適な方法を選択して実施しているか、さらに市が補助金を交付することによって実施すべき事業かどうかなどが監査のポイントとなる。

(3) 委託について

事業が委託(全部又は一部)で行われている場合、事業そのものの有効性に加え、1) 委託契約における契約先を決定する過程で競争性は確保されているか、2) 契約は適正に締結されているか、3) 委託先が適正に業務を遂行し、市は業務実施に関して適正にモニタリングを行っているか、などが監査のポイントとなる。

1)については、一般に、競争性は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に低くなる。随意契約でも、プロポーザル方式を導入している場合には、ある程度競争性は確保されていると考えられる。事業が委託で行われている場合には、その内容を確認するとともに、特に随意契約の場合には十分に競争性が確保されているかについての検証が必要となる。

2)については、委託契約が適正に締結されているかが重要となる。また、契約金額(委託料)が適正に決定されているかについても重要な監査要点となる。

3)について、委託先が適正に業務を実施しているか、また、市が適切にモニタリングを実施しているかが重要となる。

(4) 補助事業について

事業が補助事業(全部又は一部)で行われている場合、事業そのものの有効性、適正性に加え、1) 補助事業を決定するにあたり公益性の判断は正しく行われているか、2) 規則への準拠性は問題ないか、3) 補助事業の経済性、効率性は確保されているか、4) 団体への運営・管理費補助金は限定されたものとなっているか、などが重要となる。

1)の公益性に関しては、補助金等に関する交付要綱などを確認することにより公益性を判断する具体的基準となる内容要件が規則化されているかをチェックした上で、最終的に補助金の目的が公益性に寄与するものであるかを確認する。

2)の規則への準拠性に関しては、補助金交付申請書等を確認することにより、補助金交付要綱で定める事業(者)が、実際に補助対象となっているかを確認する。

3)の経済性、効率性に関しては、補助金等に関する交付要綱を確認することにより、補助金額の算定基準が明確に定められており、当該算定基準が補助事業の趣旨や現状に沿ったものであるかを確認する。

4)について、運営管理経費補助金とは、特定の団体の人件費、施設管理費、その他に対して補助を行っている場合の補助金である。「観光・創造都市戦略」においては、公益財団法人横浜芸術文化振興財団などへの補助金の一部がこの補助金で行われていることが想定される。運営管理経費補助金は、補助自体が既成事実化し、またその効果も測定し難いので原則的に廃止し、外郭団体などで例外的に認める場合にも可能な限り最小限度とすることが望ましい。

(5)施設について

「観光・創造都市戦略」を担っている事業の中に文化施設運営事業、文化施設整備事業がある。当該事業の場合、施設が有効に機能しているかが監査の要点となる。横浜市は、横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、横浜市民ギャラリー、横浜市民ギャラリーあざみ野、関内ホール、長浜ホール、大倉山記念館、久良岐能舞台、陶芸センター及び横浜赤レンガ倉庫 1 号館などの文化施設を所有している。これらの施設について、1)今後も文化施設として継続して維持管理する必要があるか、2)市が管理主体となる必要があるか、3)施設の規模や施設数が市民ニーズに合致しているか、4)市が直接管理運営する必要があるか等について検討する必要がある。

1)については、文化施設としての設置意義が薄れてはいないか、また情勢の変化により市民ニーズに合致しているかどうかポイントとなる。2)については、継続する必要があると認められた文化施設でも、市が実施主体となるかは別の問題である。市の「観光・創造都市戦略」の目的と合致しない場合には、市が実施主体となることについて再検討が必要となる。3)について、一般的に施設の規模が大きいほどその有効性は高いと考えられるが、一方で施設の経済性・効率性の観点からも検討しなければならない。4)については、市が直接管理運営する必要がある場合は、民間委託、指定管理者制度の活用、PFI の活用等を検討し、最適な管理方法を選択しているかがポイントとなる。

横浜市では、文化施設の内、行政財産は全て指定管理者制度が導入されている。また、普通財産は無償貸付が行われている。

3. 監査の方法

文化観光局の課、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローについて、監査担当者を分担して監査を実施した。

主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ② 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ③ 施設については、現場視察を行った。

4. 監査対象とした事業

監査対象とした事業は、文化観光局が所管する事業である。公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローは事業の執行部署として監査を実施している。

II. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

1. 監査の結果・意見の項目数

事業は、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められるが、今後対処すべき監査の結果及び意見も見受けられた。その内容は以下のとおりである。

記載箇所	結果	意見
「第4 外部監査の結果」	12	79

※ 監査の結果

今後、横浜市において措置が必要であると認められる事項。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)、一部、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、著しく重要性が高いと判断するもの。

※ 監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。

2. 「監査の結果」・「監査の意見」の概要

「監査の結果」・「監査の意見」の概要(主な項目と要旨)は、以下のとおりである。

(1) 創造都市推進費

所管課名・事業名・内容	区分	
	結果	意見
創造都市推進課		○
創造界限活動支援事業		
各施設の利用状況について 日本郵船横浜海岸通倉庫(BankART Studio NYK)、初黄日ノ出町地区(黄金町バザール)は、平成23年以降来場者は減少傾向にある。実際に現地を訪問し施設の状況を確認した結果、施設は十分魅力があり、創造界限形成事業の目的に沿うものになっていた。市は来場者の減少の理由を把握した上で対策を検討する必要がある。(P50～)		

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
創造都市推進課 横浜トリエンナーレ事業 事業の有効性の低下について ヨコハマトリエンナーレ2014の来場者数は約21万人であり、目標の30万人には到達していない。 総事業費は約10億円、市負担額は約5億円であり、前回比増となっているが、総入場者数は前回と比べて伸びなかったため、入場者一人あたり事業費及び市負担額は増加している。 来場者数に限れば、前回までと比べて有効性・効率性が低いと判断せざるを得ない。この点を受け止めたうえで、事業の総括をし、来場者数を増やすための方策を検討する必要がある。(P67～)		○

(2) 文化振興費(文化施設運営事業以外)

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
文化振興課 横浜芸術アクション事業 適切な予算の策定について 横浜音祭り2013を主催している横浜アーツフェスティバル実行委員会への負担金は、当初予算は178,000千円であったが、決算額が145,097千円となっている。各プログラムにおける個々の支出項目については予算額と決算額が大きく乖離している。 イベントは、変動要素の多い性質の事業であるものの、今後は予算策定の段階から適切な支出科目での見積りが必要である。(P78～)		○

(3) 観光コンベンション振興費

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
観光振興課	○	
国内誘客事業		
国内誘客事業補助金収支決算報告の正確性について		
<p>国内誘客事業は、横浜観光コンベンション・ビューローに補助金を交付して行っているが、事業に要した経費の中に、本来、他の事業に負担させるべき経費や、客観的な基準なく負担している共通経費等が含まれている。</p> <p>これは、各事業での真に必要な経費の額を把握し難くする結果となる等の点で適切とは言えない。補助事業に要した経費の算定では、客観的な基準を設けた上で間接的経費や共通経費を配賦する必要がある。(P106～)</p> <p>なお、同様の課題は、観光施設維持管理費(P125～)、海外プロモーション集客事業にも見られる。(P132～)</p>		
コンベンション振興課		○
MICE 誘致・開催支援事業		
負担金・補助金の交付先決定の根拠について		
<p>MICE 誘致・開催支援事業の負担金又は補助金は、交付先の決定理由が必ずしも明確ではない。これは、MICE におけるイベントの対象範囲が整理されているとは言い難いためと考えられる。</p> <p>MICE のイベントの対象範囲やターゲットを明確にして、個々のイベントを位置づけていくことが求められる。(P136～)</p>		

(4) 文化振興費(文化施設運営事業)

所管課名・事業名・内容	区 分	
	結果	意見
文化振興課 横浜美術館 利益配分制度の検討について 横浜美術館は利用料金制との併用となっており、かつ、企画展の内容によっては、年度により大きく損益が変動することから、妥当な水準の指定管理料を事前に見積もるには困難が伴うものと考えられる。 このため、事前における指定管理料の積算と併せて、事後的な利益配分制度を導入し、調整することを検討することが望ましいものとする。(P166～)		○
文化振興課 横浜美術館 収蔵品にかかる管理原簿の送付の徹底について 平成20年度以降、横浜市から指定管理者に管理原簿が送付されていない。横浜市の管理原簿と、指定管理者側の収蔵品管理用データベースとの整合性を定期的に確認することは重要な手続きであるため、速やかに対応を図る必要がある。(P167～)	○	
文化振興課 横浜みなとみらいホール 市民サービスの向上と経費の節減の検証について 横浜みなとみらいホールでの指定管理者制度の導入効果は、費用対効果の面から判断する必要がある。来場者1人当たり経費・指定管理料は年々増加している。 経費を施設運営事業費と芸術文化事業費に区分して、来場者1人当たりの芸術文化事業費を算定すると、平成25年度は増加していることがわかる。 利用率が一定程度高いホールは今以上の利用者増加は限られるため、芸術文化事業に多くの経費をかければ、来場者1人当たり経費は大きくなってしまふ。来場者1人当たりの芸術文化事業費を分析して費用対効果を高めることが必要である。(P174～)		○